

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 12 日

学校法人東京医科大学

理事長 矢崎義雄

1 工事概要等

- (1) 工事名 東京医科大学茨城医療センター 外来本館 A・B 棟改修工事
- (2) 工事場所 茨城県稲敷郡阿見町中央 3-20-1 東京医科大学茨城医療センター
- (3) 工事内容 既存空き病棟の改修工事一式
- (4) 工期 契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本工事においては紙入札方式にて行うものである。

2 競争参加資格

- (1) 厚生労働省における一般競争参加資格について、令和 7・8 年度関東甲信越地域の「建築一式」又は「管工事」で「建築一式」の場合は A、B 又は C 等級、「管工事」の場合は A 又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 主任技術者又は監理技術者については、「建築一式」の場合は 1 級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。「管工事」の場合は 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上に資格を有する者であること。
- (4) 東京医科大学から指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 平成 22 年以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）
 - ・延床面積 500 ㎡以上の病院における新築、増築又は改修工事。
- (6) 上記 1 に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (8) 東京都、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県内に本店又は支店もしくは営業所を有するものであること。
- (9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共機関発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒300-0395 茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1

東京医科大学茨城医療センター 会計課施設係

電話029-887-1161 内線1452

E-mail : k-kaikei@tokyo-med.ac.jp

(2) 入札説明要項・図面・資料の交付期間、交付場所及び交付方法

令和7年5月12日(月)から令和7年5月27日(火)までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～16時までの間、上記(1)の場所にて交付する。

なお、図面については、電子メールで送付するため、期間内に(1)のメールアドレスまで申し出ること。

(3) 参加資格確認資料の提出

令和7年5月27日(火)午後4時までに上記担当部署へ持参すること。

(4) 入札書の提出方法

入札書は下記の場所に提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

(5) 入札、開札の日時、場所

令和7年6月24日(火)午前11時 開始10分前までにはお越しください。

東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング4階 東京医科大学 大会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

本学の定めた予定価格の制限内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。

(4) 契約書の作成の要否

本学所定の様式による契約書の締結を要する。

(5) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。

- ② 契約保証金 免除。ただし、次のいずれかに掲げる保証を付すものとする。この場合の保証金額又は保険金額は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
- 一 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - 二 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - 三 この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証